

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 574 号の概要

件名	情報公開審査会への諮問関係文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 622 号）		
請求文書の概要	特定法人が不服申立てをしたことに係る情報公開審査会への諮問関係文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 11 月 21 日	諾否決定年月日	平成 23 年 12 月 5 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	知事（商業流通課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>1 本件行政文書に係る公開請求（以下「本件請求」という。）は、特定の法人名が記載されていることから、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人が情報公開請求及び不服申立てをしたか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）が明らかになる。</p> <p>また、不服申立人の法人名及び諮問番号が明らかになると、ホームページ上で公開されている答申書等と照合することにより、これまで当該法人がどのような文書について情報公開請求をしたか、また、不服申立てにおいてどのような主張をしたかという当該法人の内部情報が明らかとなり、当該法人の信用、社会的評価に影響を及ぼすおそれがある。以上のことから、条例第 5 条第 2 号に該当し、同号ただし書に該当しない。</p> <p>2 本件請求は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 5 条第 2 号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 23 年 12 月 27 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 不服申立人が、特定日付で、特定の法人名を記載した情報公開請求（以下「前回請求」という。）を行ったところ、一部公開決定（以下「前回処分」という。）がなされた。前回処分によれば、不服申立人が提出した異議申立書及び資料一切、社名及び印影等不服申立人に係る情報が公開されており、条例第 5 条第 2 号該当の法人情報として非公開であると判断されていないことは明らかである。</p> <p>前回請求は、本件請求と諮問番号が違うだけであり、判断に一貫性がなく、不合理である。前回処分と同様に公開を求める。</p> <p>2 法人名と諮問番号をホームページ上の答申書等と照合すると法人内部情報が明らかとなり、法人の信用、社会的評価に影響するということは、非公開決定通知書には記載されていない後付けの理由である。</p> <p>3 非公開等理由説明書にある理由は妥当ではなく、条例第 5 条第 2 号及び条例第 8 条に該当するとした本件処分は違法である。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 1 月 16 日		
審査会の結論	本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 2 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 2 号本文該当性について</p> <p>不服申立人の法人名及び諮問番号が明らかになると、ホームページ上で公開されている答申書等と照合することにより、過去に当該法人がどのような文書について情報公開請求をしたか、また、不服申立てにおいてどのような主張をしたかという当該法人の内部情報が明らかとなり、係争内容が明らかになることから、本件情報は、取引機会の喪失などによる信用上の正当な利益を害するおそれのある情報と認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について</p> <p>本件情報は、前記 1 で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について）</p> <p>本件請求は、法人名と不服申立てに係る諮問番号を特定した上で、当該不服申立てに係る文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、諮問番号から答申書等が特定され、条例第 5 条第 2 号に規定する非公開情報である本件情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。</p> <p>したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、存否を明らかにしないで公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 5 月 8 日（答申第 575 号）		

情報公開審査会答申第 575 号の概要

件名	県道整備事業に係る文書公開の件（その 3）（諮問第 626 号）		
請求文書の概要	特定地番の分筆の際、添付した実測図及び分筆図（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 12 月 1 日（収受）	諾否決定年月日	平成 23 年 12 月 15 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	—		
不服申立年月日	平成 24 年 2 月 10 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 土地分筆申告書には、「実測図及分筆図添付」との記載があることから、記載されている「実測図」及び「分筆図」を請求しているのであり、添付した書類を請求しているのではない。</p> <p>また、丈量図と実測図は全く異なるものであり、類似書類であるからといって実測図を公開するというのは間違いである。添付されているからそれが実測図であるとするのも間違いである。実測図が添付されていないのならば、本件に係る行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）に対する決定は一部公開とすべきである。</p> <p>2 実測図は分筆登記に欠かせない文書であり、ないはずはない。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 4 月 2 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、丈量図及び分筆図を公開したことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>不服申立人は、実測図は分筆登記に必要な書類であり、ないはずはなく、仮に実測図が添付されていないのならば、本件請求に対する決定は一部公開とすべきであると主張している。</p> <p>一方、実施機関は土地分筆申告書に添付した書類は丈量図であり、当時の分筆登記の申請には問題がなかったと説明している。</p> <p>本件処分において、実施機関は、本件請求の対象文書は丈量図という名称の図面であると判断したと説明している。</p> <p>当審査会において法務局に確認したところ、昭和 37 年当時は、図面の名称は統一されておらず、土地分筆申告書に添付図面として記載された図面の名称と、実際に添付された図面の名称が異なっても不自然ではないことが確認された。</p> <p>したがって、本件請求に際し実施機関は、不服申立人に対し、請求の対象が記載どおりの名称の文書か、それと同一視される丈量図であるかについて確認し、請求対象文書の特定を行うべきであったと考える。しかし、実施機関の説明のとおり、条例の原則公開の精神の下、本件請求の対象となる行政文書として実測図という名称の文書ではなく現に存在する丈量図という名称の文書を特定し、公開したことは首肯できる。</p>		
答申年月日	平成 25 年 5 月 8 日（答申第 575 号）		

情報公開審査会答申第 576 号の概要

件名	赤道確定に係る立会結果文書不存在の件（諮問第 627 号）		
請求文書の概要	特定の赤道の確定のための立会いをした結果を示す文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 12 月 1 日（収受）	諾否決定年月日	平成 23 年 12 月 15 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	該当文書が存在しないため		
不服申立年月日	平成 24 年 2 月 10 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 県費をかけて境界立会を行ったのだから、境界確定通知又は境界未確定通知など、何らかの文書が作成されているはずである。神奈川県（以下「県」という。）がどのような文書を作成したかを請求者に教えた上で文書の特定をし、決定をすべきである。</p> <p>2 請求書を受け付けしたので県は何か文書を持っていると判断した。請求文書が存在しないために拒否決定とされたが、何という文書が存在しないのか分からない。県は初めから存在しない文書を公開請求させた。請求者に対し、県は公開請求する前に、その有無などを情報提供する義務があり、文書が特定できないまま拒否決定をするのは誤りである。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 4 月 2 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、特定地の赤道確定に係る立会結果を示す文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書の存否について） 実施機関は、県では境界確定が合意された場合には境界確定の通知をしているが、合意に至らなかった場合には未確定の通知はしていないと説明しており、本件行政文書の存在を示すような特段の事情も認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。（公開請求時の対応について）</p> <p>1 不服申立人は、県は初めから存在しない文書を公開請求させた、請求者に対し、県は公開請求する前に、その有無などを情報提供する義務がある旨主張している。 一方、実施機関は、受付を行った職員は本件を担当している職員ではないため、業務の実情は承知しておらず、本件行政文書の保有状況の判断がつかかぬことから、本件行政文書の存否について情報提供を行わずに請求を受け付けた、と説明している。</p> <p>2 本県の情報公開の運用手続においては、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」第 9 条関係 2（7）に記載のとおり、明らかに管理していない文書に該当すると認められる場合はその旨の案内をすることとされているが、その一方で、適法な情報公開請求書が提出されたときは、法令の求める審査・応答を拒否することなく請求書を受理し、法令にのっとりた手続を進めることが求められている。</p> <p>3 したがって、要件の整った請求書が提出されている以上、請求書を受理し、手続を進めた実施機関の対応は適切であったと判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 5 月 8 日（答申第 576 号）		

情報公開審査会答申第 577 号の概要

件名	土地買取希望申出書一部非公開の件（諮問第 629 号）		
請求文書の概要	平成 22 年度及び平成 23 年度に、他の地方公共団体の長を経由して神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出されたすべての公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づく土地買取希望申出書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 7 月 3 日	諾否決定年月日	平成 24 年 7 月 17 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（土地水資源対策課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。 2 経営方針に関する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 7 月 19 日		
不服申立ての趣旨	1 行政の透明性を確保するという点で、公開することの公益性が高いと認められるので、希望価額について、公開とすべきである。 2 個人情報公開を意図して求めているわけではないが、公拡法の届出を行えば免税のメリットがあるから、結果的に個人情報が公開されても仕方がない。		
諮問年月日	平成 24 年 7 月 26 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）</p> <p>1 「申出者」欄の情報である氏名（印影を含む。）、住所及び電話番号は、特定の個人が識別できる情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 個人に係る「土地に関する事項」、「工作物に関する事項」及び「参考となる事項」の欄のうち非公開とした情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>3 個人に係る「希望価額」は、申出者の氏名等特定の個人が識別できる情報を非公開とした場合には、本件行政文書のみでは特定の個人の財産及び所得等が判明する情報とは認められない。 しかし、実施機関が説明するように、既に公開した資料や容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）</p> <p>本件行政文書は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」と認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 2 号本文該当性について）</p> <p>1 「申出者」欄の情報である法人名（印影を含む。）、住所及び電話番号並びに法人に係る「土地に関する事項」、「工作物に関する事項」及び「参考となる事項」の欄のうち非公開とした情報は、当該法人が所有する土地の売却を希望しているという経営方針に関する情報であるため、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 法人に係る「希望価額」は、専ら法人内部の管理事項に属する情報である法人の財産処分の意向であって、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について）</p> <p>法人に係る本件行政文書のうち非公開とした情報は、前記 1 及び 2 で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報等であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 5 月 29 日（答申第 577 号）		

情報公開審査会答申第 578 号の概要

件名	放置違反金の納付命令に関する文書一部非公開の件（諮問第 632 号）		
請求文書の概要	特定の放置違反金の納付命令に関する弁明書の受領記録、弁明書に対する審査内容及び弁明が認められなかった理由が記載された文書のうち、弁明書処理簿（以下「本件行政文書」という。）の「弁明要旨及び審査結果等」欄に記載された内容（以下「本件情報」という。）及び弁明書に対する審査内容が記載された文書（以下「本件審査内容文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 9 月 18 日（収受）	諾否決定年月日	平成 24 年 9 月 27 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	本件情報は、公開することにより、弁明審査を含む放置違反金事務（以下「本件事務」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 11 月 16 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件事務は、条例第 5 条第 4 号イからオまでのいずれの事務又は事業にも該当しないことは明白である。</p> <p>2 放置違反金の納付命令は、判決の主文に該当するものであり、判決理由に該当する納付命令の理由について、弁明書が提出された場合は、裁判における判決理由で事実と弁論に対する判断が示されるのと同様に、弁明に対する審査内容と審査結果も公開されるべきものである。</p> <p>3 放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明が容認されるか否かの基準が明らかとなること、違法駐車を助長し、違法又は不当な行為を容易にすることにつながる根拠と本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの根拠が全く示されていない実施機関の説明は、判例を公開すると犯罪の基準が明らかになり、刑罰を免れるために対抗措置を取るなど犯罪を助長し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると言っているに等しい。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 12 月 12 日		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として本件行政文書を特定し、一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件不服申立ての対象について） 本件不服申立ての対象は、実施機関が非公開とした情報のうち、不服申立人が公開すべきと主張する本件情報及び本件審査内容文書であると認められるので、当審査会としては、当該情報及び当該文書について、以下、検討する。</p> <p>（本件審査内容文書の特定について） 不服申立人は、弁明書に対する審査内容が記載された文書の公開を求めていると認められる。 当審査会において、本件行政文書を確認したところ、本件情報には弁明書に対する審査内容が記載されていることから、不服申立人が求める趣旨の文書であると認められ、他に不服申立人が求める文書が存在することを推認させる事情もないことから、実施機関が本件行政文書を特定したことは、妥当であると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <p>1 本件情報は、放置車両の使用者が弁明したその要旨とそれに対する審査内容及び審査結果であるから、これが公開されれば、放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明が認容されるか否かの基準が明らかとなり、放置車両の使用者が放置違反金の納付命令を免れるために対抗措置を取るなど違法駐車を助長し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると認められ、道路交通における県民全体の利益までが失われることになる。</p> <p>2 また、本件事務は、公開を前提に行われているものではなく、本件情報が裁判における判決理由と同様に公開されるべきであるとする理由が存在するとは認められない。</p> <p>3 したがって、本件情報は、公開することにより、本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 6 月 17 日（答申第 578 号）		

情報公開審査会答申第 579 号の概要

件名	特定学校法人の議事録一部非公開の件（諮問第 631 号）		
請求文書の概要	特定学校法人の特定期間の理事監事変更の際の理事会議事録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 5 月 23 日	諾否決定年月日	平成 24 年 7 月 4 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（私学振興課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 8 月 29 日		
不服申立ての趣旨	本件行政文書のうち、「退任理事・就任理事氏名及び就任理事住所」及び「平成 17 年 4 月 1 日（私立学校法改正施行日）以降に開催された理事会における理事長以外の氏名」（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める。		
諮問年月日	平成 24 年 9 月 5 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について） 本件情報は、特定の個人が識別できる情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）</p> <p>1 組合等登記令（以下「登記令」という。）第 2 条第 2 項において、登記が必要な事項は「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」と定められている。 平成 17 年の私立学校法（以下「法」という。）改正により、法第 37 条において「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」、「理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表」することと定められた。このことにより、原則として理事長のみが代表権を有することになり、理事長以外の理事については寄附行為の定めにより代表権を付与された理事を除き、代表権を有しないことから、登記令第 2 条第 2 項に基づく登記はされないことになった。 本件学校法人は理事長のみが代表権を有し、理事長以外の理事は代表権を有していないことから、本件情報は登記令第 2 条第 2 項に基づく登記はされておらず、「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、同号ただし書アに該当しないと判断する。</p> <p>2 本件情報は、従来から慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>3 不服申立人は、経常費の 3 割前後を占める助成金は、「県民父母の税金」であり、いわば公的な「財産」といえるので、これに対する運用責任を負う理事の氏名の公開は条例第 5 条第 1 号ただし書エに相当するとの考えを否定できない旨主張している。 第 5 条第 1 号ただし書エの規定は、人の財産への侵害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような侵害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような侵害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。 本件の場合、個別具体的な侵害が現に生じているとはいえず、又は、将来そのような侵害が発生することが予測される状態が存在しているとはいえない。 したがって、本件情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 8 月 19 日（答申第 579 号）		

情報公開審査会答申第 580 号の概要

件名	交通反則告知書に関する文書一部非公開の件（諮問第 633 号）		
請求文書の概要	特定の交通反則告知書に関する全ての文書（以下「本件請求文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 9 月 21 日	諾否決定年月日	平成 24 年 10 月 4 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 11 月 26 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報等の公開を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立人が署名を保留した「交通反則告知書の控え文書」、署名押印した「事情聴取内容の記録文書」及び提出した「上申書」（以下「控え文書等」と総称する。） 2 「交通法令違反（反則）者一覧表（成人用）」、「告知報告（引継）書（成人用）」及び「交通反則切符取締り原票送付書（成人用）」（以下「本件行政文書」と総称する。）に記載された違反者の氏名及び生年月日（以下「本件氏名等」という。）のうち、不服申立人の氏名及び生年月日（以下「申立人氏名等」という。） 		
諮問年月日	平成 24 年 12 月 19 日		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定し一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件不服申立ての対象について）</p> <p>本件不服申立ての対象は、本件請求文書を神奈川県警察本部長が一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）において非公開とされた情報のうち、不服申立人が公開を主張する本件氏名等に含まれる申立人氏名等及び控え文書等であると認められるので、当審査会としては、当該情報及び当該文書について、以下、検討する。</p> <p>（本件請求文書の特定について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立人は、控え文書等が存在するが非公開である旨及びその理由が通知されておらず条例第 10 条第 2 項及び第 3 項に違反する、不服申立人の駐車違反事件は送検に着手されたこともなく今後も着手されることはないから刑事訴訟に関する書類に該当しない、仮に刑事訴訟に関する書類であったとしても条例第 32 条該当の場合も拒否処分として位置付けているので理由を示して通知しなければならない旨主張している。 <p>さらに、不服申立人は、実施機関が条例第 8 条の適用の有無に触れておらず、仮に条例第 8 条が適用されたとしても拒否処分と位置付けているので理由を示して通知しなければならない旨主張している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 当審査会において、本件の請求書を確認したところ、請求書の記載内容からは、実施機関が説明している道路交通法違反事件である交通反則切符の事件処理に関して作成される文書を請求していると認められ、道路交通法違反事件の事件処理と異なる事務において作成される文書にまで請求の範囲が及ぶとは認められない。 3 実施機関が説明する札幌地裁判決は、「交通事件原票及びその付随文書である本件公文書は、刑事司法手続に関連して作成された訴訟に関する書類に該当するといえることができる」との内容であり、最高裁判所平成 19 年 2 月 23 日第二小法廷決定（平成 17 年（行ツ）第 199 号 平成 17 年（行ヒ）第 214 号）によって、その判断が確定されている。 <p>このことからしても、不服申立人が主張する控え文書等が刑事司法手続に関連して作成される文書を指しているのであれば、仮に存在するとしても、道路交通法違反事件に関して作成される交通反則切符等は、条例第 32 条「刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない」の規定により、条例の適用を受けない文書であると認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 なお、不服申立人が求めているのは、不服申立人が署名を保留した文書、署名押印した文書、又は提出した文書であるから、当該文書の存否を答えるだけで、特定の個人が識別される情報を公開することになるとも認められるが、控え文書等については、前記 2 及び 3 のとおり、本件請求文書に該当しない、又は条例の適用を受けないことから条例第 8 条該当性を判断するまでもない。 5 したがって、実施機関が、本件請求の対象として本件行政文書を特定した本件処分は妥当であると判断する。 		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(条例第5条第1号本文該当性について) 本件氏名等は、特定の個人が識別される情報であるから、申立人氏名等が含まれているか否かにかかわらず、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(条例第5条第1号ただし書該当性について)</p> <p>1 不服申立人は、条例第5条第1号の規定は個人情報の保護という目的で定められたものであり、当事者本人の情報であり保護する必要が認められない場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し公開されなければならない旨主張している。 しかし、当事者の情報であることをもって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、申立人氏名等が含まれているか否かにかかわらず、本件氏名等は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>2 本件氏名等は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧 等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、申立人氏名等が含まれているか否かにかかわらず、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成25年9月30日（答申第580号）</p>

情報公開審査会答申第 581 号の概要

件名	放置車両確認標章に関する文書一部非公開の件（その1）（諮問第 634 号）		
請求文書の概要	特定の放置車両確認標章に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 9 月 21 日	諾否決定年月日	平成 24 年 10 月 5 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 11 月 26 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める。</p> <p>1 「放置車両確認標章貸与簿（携帯端末用）」（以下「本件貸与簿」という。）の受領者（法人名）欄、返還者（法人名）欄、使用状況欄の放置車両確認機関及び「放置車両確認業務日報」（以下「本件業務日報」という。）の番号 32 を除く確認者欄に記載された駐車監視員の氏名（以下「本件監視員氏名」という。）</p> <p>2 「本件業務日報」の番号 32 確認者欄に記載された警察官の氏名（以下「本件警察官氏名」という。）</p> <p>3 「本件貸与簿」の使用状況欄二段目、「放置車両確認書」の違反車両、「本件業務日報」の番号 38 違反事実欄に記載された自動車用登録番号及び「放置違反車両画像」の自動車登録番号標（以下「本件登録番号」という。）</p>		
諮問年月日	平成 24 年 12 月 19 日		
審査会の結論	実施機関が、放置車両確認標章に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件不服申立ての対象について）</p> <p>本件不服申立ての対象は、本件請求文書を神奈川県警察本部長が一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）において非公開とされた情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）</p> <p>本件情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について）</p> <p>1 不服申立人は、警察官は職務執行に当たり警察手帳規則に基づき写真並びに階級及び氏名が明記された証票を呈示することから本件警察官氏名は条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する旨主張している。</p> <p>2 しかし、警察手帳規則は、第 5 条「職務の執行に当たり、警察官、皇宮護衛官又は交通巡視員であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない」と規定していることから、警察官の氏名が記載された証票は、法令又は条例の規定により何人に対しても閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報であるとは認められない。</p> <p>したがって、本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について）</p> <p>1 本件警察官氏名</p> <p>公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第 5 条第 1 号本文に該当するため、非公開となる。</p> <p>当審査会において確認したところ、本件警察官氏名は警部補以下の階級にある警察官の氏名であるが、当該階級にある警察官の氏名は、昭和 46 年以降、職員録に掲載されておらず、また昭和 48 年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。</p> <p>さらに、警察官が、職務執行に当たり警察手帳規則に基づき証票を呈示するのは、必要があるときに呈示するものであるから、そのことを捉えて、警部補以下の階級にある警察官の氏名が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められない。</p> <p>したがって、本件警察官氏名は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>2 本件監視員氏名</p> <p>駐車監視員は、道路交通法の規定により公務に従事する職員とみなされるが、公務員の氏名は、前記 2 のとおり、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第 5 条第 1 号本文に該当するため、非公開となる。</p> <p>当審査会で確認したところ、本件監視員氏名は、公表されていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>3 本件登録番号 道路運送車両法において登録番号を記載した自動車登録番号標を表示することを義務付けているからといって、本件登録番号が、直ちに、一般に公にされているとは認められない。 また、自己の情報であることをもって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。 したがって、本件情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。 (条例第5条第1号ただし書ウ該当性について) 本件監視員氏名及び本件警察官氏名は、前記(条例第5条第1号ただし書イ該当性について)1及び2のとおり、また、本件登録番号は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。 (条例第5条第1号ただし書エ該当性について) 本件情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成25年9月30日(答申第581号)</p>

情報公開審査会答申第 582 号の概要

件名	放置車両確認標章に関する文書一部非公開の件（その2）（諮問第 635 号）		
請求文書の概要	特定日に特定路線（以下「本件路線」という。）で取り付けた標章の枚数及び車両の色が記された文書（以下「本件請求文書 1」という。）及び同日に駐車監視員活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）外の場所である本件路線で確認事務を実施した根拠となる警察署長の指示等を記した文書（以下「本件請求文書 2」という。）		
請求年月日	平成 24 年 9 月 21 日	諾否決定年月日	平成 24 年 10 月 5 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 11 月 26 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 放置車両確認業務日報（以下「本件業務日報」という。）には、違反年月日、違反場所及び標章取付けの有無が記載されており、特定の日には本件路線において取り付けた標章の枚数が判明する文書であることから、本件業務日報を公開対象としなければならない。</p> <p>2 「神奈川県警察放置車両確認事務等運営要領」において、ガイドラインの策定を警察署長に義務付け、ガイドラインに定める範囲を基本として駐車監視員に取締りを行わせるとともに、ガイドライン外で取締りを行わせる場合は、書面での旨を明らかにしておくこととされている。</p> <p>不服申立人が取締りを受けた場所は、ガイドラインの近隣で範囲外であったことから、警察署長の事前指示があったものと考え、その文書を請求したが、全く関わりのない放置車両確認等事務日報（以下「本件事務日報」という。）が公開された。</p> <p>改めて特定の日にはガイドラインの範囲外で駐車違反の取締りを実施するように駐車監視員に指示した警察署長名の文書の公開を請求する。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 12 月 19 日		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、放置車両確認書及び放置車両確認等事務日報を特定したことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件請求に係る文書の特定について）</p> <p>1 本件請求文書 1 について 当審査会において、放置車両確認書（以下「本件確認書」という。）を確認したところ、車両の色は記載されており、標章の枚数は記載されていないことを確認したが、本件確認書は、放置車両に標章を取り付けた際の確認状況を記載する文書であることから、本件確認書の枚数によって本件路線における標章の枚数は判明するものと認められる。</p> <p>さらに、不服申立人が主張する本件業務日報を確認したところ、本件業務日報は、警察署における確認業務の状況を明らかにするために作成される文書であるが、当該文書には本件路線において取り付けた標章の枚数や車両の色は記載されていないことを確認した。</p> <p>したがって、本件確認書は、不服申立人が求める趣旨の文書であると認められる。</p> <p>2 本件請求文書 2 について 当審査会において、本件事務日報を確認したところ、警察署長が特定日に本件路線を指定して取締りを指示したものではないが、警察署長が駐車監視員に対して放置車両確認事務に係る指示をした内容が記載されていることを確認した。</p> <p>また、警察署によっては、ガイドライン内から有視界にある車両を取り締まる慣例的指示を出す場合もあることが認められた。</p> <p>したがって、放置車両確認機関への警察署長の指示等に関するものは、本件事務日報のみであるとの実施機関の説明は妥当であると認められる。</p> <p>3 以上のことから、本件行政文書は、いずれも不服申立人が求める趣旨の文書と認められ、実施機関が、本件請求に対し本件行政文書を特定した理由に不自然、不合理な点はなく、他に不服申立人が求める文書が存在することを推認させる事情もないことから、実施機関が本件請求に対して本件行政文書を特定したことは、妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 9 月 30 日（答申第 582 号）		

情報公開審査会答申第 583 号の概要

件名	特定の県立高等学校に係る文書等一部非公開の件（諮問第 636 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校に係る特定の改修工事（以下「本件改修工事」という。）資料、特定の防水工事（以下「本件防水工事」という。）資料、本件学校において特定の期間に行われた保護者説明会（以下「本件説明会」という。）4 回分の撮影記録、特定の検査資料及び特定の補修等工事資料（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 24 年 8 月 21 日	諾否決定年月日	平成 24 年 10 月 19 日 平成 24 年 10 月 31 日
諾否の決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	教育委員会（まなびや計画推進課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名等については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため ・本件説明会のうち 2 回分の撮影記録は存在しない 		
不服申立年月日	平成 24 年 12 月 26 日		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件説明会 4 回分の撮影記録のうち、公開されていない 2 回分の撮影記録（以下「本件不存在撮影記録」という。）について、本件学校で一括保管されていたものが、一部は保存され、一部は処分されたという実施機関の説明は、理解ができない。 2 本件説明会の撮影記録のうち、公開された 2 回分の撮影記録（以下「本件既公開撮影記録」という。）のうち、1 回分は説明会の前半及び最終部分が、1 回分は説明会の前半部分が欠落しており、教育委員会にとって都合の悪い部分を編集したことが疑われる。 3 本件防水工事資料のうち、工事完成調書（以下「本件完成調書」という。）の別紙及び支払いの詳細の証書、塗膜防水工事自主検査表（以下「本件検査表」という。）の結果が記入された資料、工事日報、設計書、仕様書、経費の詳しい内容及びクラック幅の写真が公開されていない。 4 本件改修工事資料のうち、クラック、ジャンカ幅を色分け着色し、写真撮影を行い、チェックリストを作成し、監督の承認を受けた資料（以下「本件改修工事関係資料」という。）が公開されていない。 		
諮問年月日	平成 25 年 1 月 17 日（受理）		
審査会の論	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関が、本件不存在撮影記録について、存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。 2 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、公開された 2 回分の保護者説明会の撮影記録等を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当である。 		
審査会の判断理由	<p>（本件不服申立ての対象について）</p> <p>不服申立人は、本件行政文書のほかに保護者説明会の撮影記録や工事資料の添付書類が存在するはずであるとして、その公開を求めているものと認められる。</p> <p>したがって、当審査会としては、当該文書等の存否について、以下、検討する。</p> <p>（本件不存在撮影記録について）</p> <p>当審査会が確認したところ、本件請求に対し保存期間は経過しているが、本件説明会 4 回分のうち 2 回分の撮影記録が発見されたことから公開したことが認められる。本件説明会の撮影記録は、神奈川県教育委員会文書管理規則第 2 条第 1 号に定める電磁的記録に該当し、本件学校ファイル文書目録の第 2 ガイド「会議」の保存期間 5 年に相当するものとして管理していたが、この保存期間も既に満了しているため、処分されていたとしても違法ではない。</p> <p>本件の場合、情報公開の運用においては、保存期間が満了していても、実施機関が現に管理している文書は条例の対象となることから、本件請求を受けて発見された 2 回分の公開を実施したものである。2 回分のみ保存されていた理由は不明であるが、残る 2 回分の撮影記録は存在しないという実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も認められない。</p> <p>したがって、本件不存在撮影記録について、存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p> <p>（本件既公開撮影記録の欠落部分について）</p> <p>当審査会が確認したところ、特定の個人が識別できる情報部分について非公開となるように編集を行う前の撮影記録と行った後の撮影記録に総記録時間の差は認められなかった。特定の個人が識別できる情報部分について非公開となるように編集（音声処理及び映像のフィルタリング処理）を行ったのみであり、その余の作為的な編集を行ったという事実はないとの実施機関の説明の他に本件処分の際に実施機関が映像を編集したことを推測させる事実もないので、欠落部分が当初から存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p>		

審査会の 判断理由 (続き)	<p>(本件改修工事資料について) 当審査会が確認したところ、実施機関が特定した「屋上スラブ上面クラック調査及び施工報告書」には、クラック、ジャンカ幅を色分け着色した施工概略図、施工前・施工後等の状況を撮影した写真、監督の承認を受けたことが分かる表紙から構成されており、不服申立人が求める趣旨の文書と認められることから、実施機関が「屋上スラブ上面クラック調査及び施工報告書」を本件改修工事関係資料と特定し、公開したことは妥当であると判断する。</p> <p>(本件防水工事資料について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保全管理業務委託について 教育委員会では、多数の出先機関を管理しており、全ての工事を直接発注することは事務処理上困難である。そこで、保全管理業務委託により事務の軽減を図っている。保全管理業務委託とは、当該業務委託の受託者（以下「受託者」という。）に対して設計から発注、工事監理、完了検査までを一括して委託する業務であり、当該委託工事における教育委員会の役割は、受託者が作成する設計書等の確認（閲覧）や施工に関する指示にとどまる。よって、特段の理由により、教育委員会から受託者に対し、提出を求め、收受しない限り、当該委託工事における工事日報、設計書、仕様書、積算内訳書の提出を受けることはない。 2 本件完成調書について 当審査会が確認したところ、本件完成調書には、別紙との記載はないが施工範囲や施工理由等の工事の詳細を記載した文書が添付され、既に公開されている。また保全管理業務委託の手法により工事を実施していることから、不服申立人が想定するような支払いの詳細の証書といった文書がないことについても、実施機関の説明は不合理とはいえない。 3 本件工事日報等について 保全管理業務委託とは、前記1に記載のとおり、受託者に対して設計から発注、工事監理、完了検査までを一括して委託する業務であり、当該委託工事における教育委員会の役割は受託者が作成する設計書等の確認（閲覧）や施工に関する指示にとどまるから、本件工事日報等及び本件写真について実施機関が保有していないとの説明は不合理とはいえない。 4 本件自主検査表について 当審査会が確認したところ、施工計画書は、工事着手前に工事監理者や発注者に報告する文書であり、この一部として提出された自主検査表に合否の結果の記載がないことに不自然な点は認められない。さらに、施工計画書は、保全管理業務委託において提出文書には含まれておらず、特段の理由から本件防水工事において特別に收受したことが認められる。したがって、工事後に作成される合否の結果が記載された文書を收受していないことについても実施機関の説明は不合理とはいえない。
答申年月日	平成25年11月27日（答申第583号）

情報公開審査会答申第 584 号の概要

件名	動物の飼育方法に係る指導文書等非公開の件（諮問第 630 号）		
請求文書の概要	特定地区で飼養されている動物の飼育方法に係る指導文書等（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 4 月 26 日	諾否決定年月日	平成 24 年 6 月 25 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	指導に係る起案文書を特定したが、指導に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 24 年 8 月 20 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>（説明責任の不履行について） 本件行政文書について非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の非公開理由は抽象的な条文と箇条書の理由を述べるとどまり、具体的な説明がなされていない。これは、行政としての責務を果たしておらず、不誠実な態度である。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 条例第 5 条第 4 号でいう「適正」とは、公益的な公開の必要性等の利益を比較衡量した上での「適正」が要求されており、また、「支障」についても、その程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が当然に要求されるものとされている。本件処分について、どれほど具体性のある「おそれ」に関わっていたのか示すべきである。</p> <p>（公益上の理由による義務的開示について） 本事案に関わる人々の知る権利は「公益」に該当し、「公益上の理由による義務的開示情報」として、氏名等以外の部分公開はできるはずである。</p> <p>また、本事案は、既に全国的な問題となっている。本件行政文書を公開することで県が指導した事実が明らかとなり、行政としての説明責任を果たすことができると考える。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 8 月 28 日（受理）		
審査会の論	特定地区で飼養されている動物の飼育方法に係る指導文書等を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の趣旨は、飼養者の意識を高め、動物と人間の共生を図ることである。そのような趣旨からみれば、行政の役割は指導に従わせることではなく、指導に当たっては飼養者の任意の協力が欠かせないものであり、本件行政文書を公開することによる利益に比較し、飼養者の実施機関に対する信頼を損ね、関係の悪化をもたらし、連絡が取れなくなるなど今後の指導に対する協力を得ることが困難となることによる支障がより大きく、実施機関が行う行政指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 実施機関は、本件処分において条例第 5 条第 1 号該当性を非公開理由として挙げていないものの、念のため、同号該当性について、以下、検討する。</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号、飼養動物の状況、飼養場所、指導内容に係る事項、相談内容等（以下「本件情報」という。）は個人の属性、私生活等に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないため、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p>		

	<p>(公益上の理由による義務的開示について)</p> <p>「公益上の理由による義務的開示情報」は一般に条例第5条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書に規定している「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を指すと解される。当審査会において、本件行政文書を確認したところ、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」であるとは認められず、前記2で判断したとおり、条例第5条第1号ただし書エには該当せず、また、第2号ただし書及び第5号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。</p>
答申年月日	平成25年11月27日(答申第584号)

情報公開審査会答申第 585 号の概要

件名	県公立学校教員採用候補者選考試験の合否判定資料一部非公開の件（諮問第 637 号）		
請求文書の概要	平成 24 年度実施神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の第 1 次試験合否判定資料（小学校、中学校各教科、高等学校各教科、特別支援学校、養護教諭）の一般選考と特別選考のうち臨時的任用職員経験者に関するもの（以下「本件請求対象文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 8 月 20 日	諾否決定年月日	平成 24 年 10 月 18 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（小中学校人事課、平成 25 年度より教職員人事課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	人事管理に関する事務に該当し、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 1 月 4 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県（以下「県」という。）でも、教員採用候補者選考試験の合否判定を行う際、受験者ごとに試験の点数を一覧化した資料（以下「点数一覧資料」という。）を作成しているはずであり、当該文書を請求する趣旨で本件請求対象文書を記載した。 公開された平成 24 年度神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験 1 次試験実施状況（以下「実施状況」という。）及び平成 24 年度神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験 1 次試験実施状況（詳細）（以下「詳細版」という。）の 2 枚（以下「本件行政文書」と総称する。）は求めていた文書ではなく、請求の趣旨と異なる文書が公開されたのであり、受験者の氏名や受験番号等の個人情報に関する配慮は施した上で、どのような合格判定が行われているかを示す公明正大な資料の開示を求める。 		
諮問年月日	平成 25 年 1 月 25 日		
審査会の結論	実施機関は、再度請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきである。		
審査会の判断理由	<p>不服申立人は、本件請求対象文書で、本件行政文書ではなく、点数一覧資料の開示を求める趣旨であったと主張している。</p> <p>一方、実施機関は、平成 24 年 9 月 28 日の電話で、「一般選考と特別選考の臨時的任用職員経験者での受験者の全校種等教科の合格者数」と「合格基準の設定の根拠」の 2 点と確認した上で、本件行政文書を公開したと説明している。</p> <p>請求対象文書の特定に当たって、請求者は必ずしも行政文書について詳細を把握しているわけではないため、実施機関には、請求書に記載された文言のみに基づかず、請求者から特定に必要な事項を十分に聞き取る等の確認を行った上で、請求の趣旨を合理的に解釈することが求められていると考える。</p> <p>実施機関は、当初、1 次合否判定一覧を特定し、平成 24 年 9 月 3 日に「請求された行政文書には、受験者の個人情報が多く含まれ、諾否の決定に時間を要するため」との理由で行政文書公開諾否決定期間延長通知を行った。その後、請求内容を詳しく確認するために不服申立人に電話連絡をしたが、「知りたい内容」を確認するだけにとどまり、実施機関にどのような文書があり不服申立人が欲しい文書はそのうちのどの文書なのかとの特定を行わなかったと認められる。このため、実施機関において、改めて不服申立人の「知りたい内容」と考えられる文書の特定が行われた結果、1 次合否判定一覧から実施状況及び詳細版に文書が入れ替わり、不服申立人と実施機関の間で文書の特定について認識が相違したまま本件行政文書の一部を公開する決定（以下「本件処分」という。）が行われたと認められる。さらに、不服申立人が前記のとおり主張していることと併せて考慮すると、文書の特定において実施機関が不服申立人の真意を十分に汲み取れなかったものといわざるを得ず、本件処分については、本件請求の趣旨を十分に踏まえて本件請求対象文書の特定が行われたものとは認め難い。</p> <p>したがって、当審査会としては、実施機関は再度請求対象文書として 1 次合否判定一覧を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。</p>		
答申年月日	平成 25 年 12 月 24 日（答申第 585 号）		

情報公開審査会答申第 586 号の概要

件名	暴力団排除条例に係る通知文一部非公開の件（諮問第 640 号）		
請求文書の概要	神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）から送付された神奈川県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に係る通知文（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 2 月 20 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 3 月 4 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（くらし安全交通課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、2 号、4 号及び 6 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。 ・法人に関する情報であり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・通信事務の適正な推進に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。 ・犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 3 月 12 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>非公開とされた情報のうち、連絡先の内線を除く次の部分（以下「本件情報」という。）の公開を求めらる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称（以下「本件商号等」という。） ・住所（以下「本件住所」という。） ・氏名（以下「本件氏名」という。） 		
諮問年月日	平成 25 年 3 月 14 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、不服申立ての対象となった情報を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、暴排条例第 9 条が規定する「県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置」として、警察本部長が知事に対し、暴排条例に基づく排除措置対象者であることを通知した文書である。</p> <p>（本件不服申立ての対象について） 本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 2 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 2 号本文該当性について 暴力団経営支配法人等について、県の契約事務からの排除対象となっても県以外の相手方との契約は暴排条例の規制対象外である。また、暴排条例は、暴力団経営支配法人等の全ての行為について規制対象としているものではないことから、規制対象以外の行為について、一定の権利、利益があると認めざるを得ない。このことから、本件商号等及び本件住所を公開することは、当該法人等が民間の契約からも排除される結果を招くおそれがあるため、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断する。</p> <p>ただし、県の入札参加資格を有していた法人（以下「甲法人」という。）については、会計局が入札の公正性を保つという目的で、暴力団経営支配法人等であることを理由に本件商号等及び本件住所を公表した。暴力団排除を目的とするものではなく、暴排条例の趣旨や制度と異なるとはいえ、また、本件行政文書自体を公表しているわけではないが、会計局が甲法人の商号等及び住所を公表していることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと判断する。</p> <p>したがって、甲法人の商号等及び住所は条例第 5 条第 2 号本文に該当しないが、県の入札参加資格を有しない法人（以下「乙法人」という。）の商号等及び住所は同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について 乙法人の商号等及び住所は、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件氏名は、特定の個人が識別できる情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について ア 条例第5条第1号ただし書ア該当性について 本件氏名は、法人の役員に関する情報であるため、本件商号等が公開されれば「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」に該当する。しかし、前記(条例第5条第2号該当性について)のとおり、乙法人については、商号等は非公開と判断する。 したがって、甲法人については、同号ただし書アに該当すると判断し、乙法人については、同号ただし書アに該当しないと判断する。 イ 本件氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書イからエに該当しないと判断する。 (条例第5条第6号該当性について) 1 本件情報は、警察本部が捜査活動等を通じて把握した情報であり、警察本部は公表していないこと及び本件行政文書自体も非公表であることが認められる。 2 警察庁の通達(「暴力団排除等のための部外への情報提供について」平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号 警察庁刑事局組織犯罪対策部長)によると、「暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っている」ことから、暴力団情報の提供には、暴排条例上の義務履行に必要と認められるか、提供の相手方が情報を適正に管理することができると認められるかなどの検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供することとされている。よって、何人もできる情報公開請求により公開するものとは認められない。 3 さらに、本件情報を公開すると、暴力団経営支配法人指定とみなす基準が明らかになったり、警察による捜査を察知しての証拠隠滅など新たな不法行為が懸念されることから、犯罪の予防や捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。 (条例第7条該当性について) 実施機関は、本件行政文書において非公開とした情報について、条例第5条第1号、第2号及び第6号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、前記(条例第5条第2号該当性について)、(条例第5条第1号該当性について)及び(条例第5条第6号該当性について)で述べた非公開とすることによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことに裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年3月20日(答申第586号)</p>